別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二三年三月三一日」を「平成二四年三月三一日」に改める。

別表第三中「特定鉱工業産品等」を「鉱工業産品等」に改め、「、第八条の四」を削る。

別表第三第一項中「〇・〇」を「〇・八」に改める。

別表第三第二項を削る。

別表第三第三項中「〇・二」を「〇・六」に改め、同項を同表第二項とする。

別表第三第四項中「第二九〇六・一一号」の下に「、第二九一八・一四号、第二九一八・一五号の一又は第二九二二・四二号の一」を加え、同項を同表第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

四　関税率表第三〇〇六・一〇号の二の㈡に掲げる物品のうち ゴム糸の重量が全重量の五％以上のもの以外のもの 関税率表第三〇〇六・九一号に掲げる物品のうち ストリップを織つたもの（両面を全てプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。）	〇・八

別表第三第五項から第七項までを削る。

別表第三第八項中「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第五項とする。

別表第三第九項中「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第六項とする。

別表第三第一〇項中「第三五〇五・一〇号の一」を「第三五・〇五項」に、「〇・〇」を「〇・二」に改め、同項を同表第七項とする。

別表第三第一一項を削る。

別表第三第一二項中「〇・〇」を「〇・八」に改め、同項を同表第八項とする。

別表第三第一三項中「〇・二」を「〇・四」に改め、同項を同表第九項とする。

別表第三第一四項中「第三〇〇六・九一号及び」を削り、「すべて」を「全て」に、「〇・二」を「〇・八」に改め、同項を同表第一〇項とする。

別表第三中第一五項を第一一項とし、第一六項を第一二項とする。

別表第三第一七項から第一九項までを削る。

別表第三第二〇項を同表第一三項とし、同項の次に次の二項を加える。

一四　関税率表第四四・〇四項、第四四〇五・〇〇号、第四四〇七・一〇号、第四四〇八・一〇号の二の㈡、第四四〇八・三二号の二、第四四〇八・三九号の一の㈠若しくは㈡、第四四〇九・一〇号、第四四〇九・二一号の一の㈡若しくは二の㈡、第四四〇九・二九号の一若しくは二、第四四〇九・一〇項、第四四〇九・一一項から第四四〇九・一七項まで、第四四一八・七九号まで、第四四一八・九〇号の一、第四四一九・〇〇号、第四四二〇・九〇号の三の㈡に掲げる物品 関税率表第四四〇七・二五号、第四四〇七・二六号、第四四〇七・二九号の一又は第四四〇七・九九号の一に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたもの以外のもの 関税率表第四四一八・九〇号の二の㈡に掲げる物品のうち 欄間以外のもの	〇・六
一五　関税率表第四四〇八・一〇号の二の㈠、第四四〇八・三一号の一、第四四〇八・三九号の一の㈠、三の㈠若しくは四の㈠、第四四〇八・九〇号の一の㈠若しくは二の㈠、第四四〇九・二一号の一、第四四一二・九四号、第四四二〇・九〇号の一又は第四四二一・九〇号の一に掲げる物品	〇・八

別表第三第二一項から第三三項までを削る。

別表第三第三四項を同表第一六項とする。

別表第三第三五項及び第三六項を削る。

別表第三第三七項中「第五一・〇六項」の下に「、第五一・〇七項、第五一・一一項又は第五一・一二項」を加え、「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第一七項とする。

別表第三第三八項から第四〇項までを削る。

別表第三第四一項中「、第五二〇七・九〇号の一若しくは二の㈠、第五八〇二・一一号、第五八〇二・一九号又は第五八〇三・〇〇号の一」を「又は第五二〇七・九〇号の一若しくは二の㈠に、「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第一八項とする。

別表第三第四二項中「〇・二」を「〇・八」に改め、同項を同表第一九項とする。

別表第三第四三項を削る。

別表第三第四四項中「第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五八一一・〇〇号の二の㈠若しくは㈢」を「第五四類」に改め、同項を同表第二〇項とする。

別表第三第四五項を削る。

別表第三第四六項中「第五五・一二項から第五五・一六項まで又は第五八〇一・三一号の二」を「第五五類」に改め、同項を同表第二一項とする。

別表第三第四七項を削る。

別表第三第四八項中「第五六〇七・二一号」を「第五六〇四・九〇号の一の㈡のB若しくは三」に、「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第二二項とする。

別表第三第四九項を同表第二三項とする。

別表第三第五〇項中「〇・六」を「〇・八」に改め、同項を同表第二四項とする。

別表第三第五一項中「関税率表」の下に「第五八〇一・三一号の二、第五八〇二・一九号、第五八〇三・〇〇号の一、」を加え、「又は第五八〇六・四〇号」を「、第五八〇六・四〇号又は第五八一一・〇〇号の二の㈠若しくは㈢」に改め、同項を同表第二五項とする。

別表第三第五二項中「第三〇〇六・一〇号の二の㈡、」を削り、同項を同表第二六項とし、同項の次に次の一項を加える。

二七　関税率表第六二〇九・二〇号の一若しくは二の㈡のA、第六二〇九・三〇号の一若しくは二の㈡のA、第六二・一三項、第六二一六・〇〇号又は第六二・一七項に掲げる物品	〇・八

別表第三第五三項から第五七項までを削る。

別表第三第五八項中「第六三〇二・二一号」を「第六三〇一・二〇号から第六三〇一・九〇号まで、第六三〇二・二一号」に改め、同項を同表第二八項とし、同項の次に次の一項を加える。

二九　関税率表第六三〇七・九〇号の二に掲げる物品のうち 絹製のもの（長方形（正方形を含む。）以外の形状に単に裁断したものに限る。）	〇・六